

## 保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応について（減数調剤）

令和8年度診療報酬改定において、院外処方箋様式の備考欄のうち、保険薬局が残薬を確認した場合の対応の欄について「調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」の項目が設けられました。

当該指示に基づき、患者の残薬の状況を確認した上で、処方箋に記載された医薬品について、用法及び用量の変更は行わずに投与日数等を減らす調剤（以下、減数調剤）を必要に応じて行う場合は、下記注意事項に沿った対応と報告をお願いします。

### <減数調剤の適用範囲>

- ① 継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合
- ② 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が減数対象
- ③ 頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が減数対象
- ④ 外用薬・注射薬・その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が減数対象

### <減数調剤の注意事項>

- ① 減数調剤を行う場合は原則実物を確認した上で調整を行うこと
- ② 減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量は必ず1以上とすること  
削除については、疑義照会が必要
- ③ 処方箋に記載された医薬品の1回量や1日服用(使用)回数等を減ずることはできない  
また用法の一部に対する減数調剤はできない  
(例)【分3】1日3回朝昼夕食後のうち昼食後のみの減数
- ④ 減数調剤であるため、処方日数・処方回数・処方量を増やすことはできない
- ⑤ 麻薬および覚せい剤原料・抗悪性腫瘍薬の減数調剤は不可とする（疑義照会が必要）
- ⑥ お薬手帳には残薬調整した旨の記載をすること

### <減数調剤後の情報提供の方法>

「～残薬調整（減数調剤）に係る情報提供書～保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」に下記を記載の上、原則、翌営業日までに指定の方法で提出をお願いします

- ① 実際に患者へ交付した減数調剤後の処方日数・処方回数・処方量
- ② 残薬が生じた理由
- ③ 薬剤師からの情報提供（必要時）

令和8年6月1日 初版

大館市立総合病院薬剤科作成